

# 環境衛生課からの お知らせ

環境衛生課（吉備庁舎）  
清水行政局 建設環境室

〈ごみ分別すれば資源〉

## リユース子ども服バザー

令和7年（2025年）11月16日（日）に開催された「ありだがわ楽市」の環境衛生課ブースにて、リユース子ども服バザーを行いました。当日は、古着をお買い求めいただきました方へ、生ごみ水切りグッズと協賛企業のキクロン株式会社からご提供いただいたスポンジを配布しました。サイズが合わなくなった子ども服が、新たに必要とする方へ渡る、環境に優しい取り組みとなりました。

バザーを通じて寄せられた協力は1万100円。この協力は、子ども園および子育て支援センターの絵本購入に活用させていただきます。



## 犬の登録はお済みですか？

有田川町では、令和6年（2024年）4月からマイクロチップを鑑札と見なす制度に参加しています。ペットシヨップやブリーダーで購入した犬にはマイクロチップが装着されており、購入時に飼い主情報の変更登録をする市町村への犬の登録は法律で定められています。登録に不安がある方は、環境衛生課（吉備庁舎）までお問い合わせください。登録が完了している場合は、毎年3月ごろに役場から注射のお知らせが届きます。

●令和6年（2024年）4月1日以前から犬を飼われている方へ

前記制度の対象外となり、従来鑑札を交付していますので、首輪に付けてください。また、令和6年（2024年）4月1日以前にマイクロチップを登録していても、鑑札とは見なされません。



## ● 迷い犬防止と災害時のためにも登録を

毎年、町内では迷い犬が発生しています。鑑札やマイクロチップがあれば飼い主をすぐ特定でき、早期の返還につながります。また、災害時にも飼い主の特定に役立つため、日頃から登録情報を整えておくことが大切です。

## ● 狂犬病予防注射もお忘れなく

犬を飼う方には、毎年1回の狂犬病予防注射が義務となっています。

## 尾岩坂ごみ処分場

尾岩坂ごみ処分場（川口441）では、家庭から発生した土砂やがれき類などを処分することができます。

## ● 搬入できるもの

- ・土砂（草木を含まないもの）
- ・ガラス・陶器類
- ・がれき類（瓦・れんが・タイル・コンクリート殻（鉄筋の入っていないもの）・非飛散性カラーベストなど）
- ※草木・金属・アスファルト・石ころボードは搬入禁止です。

## ● 処分場の取扱日および時間／毎週

木曜日～日曜日 8時30分～17時

## ● 処分場への搬入条件

- ・搬入できるものは、町内の家庭から発生した土砂・がれき類・ガラスくず・陶器類で、町民自らが解

体し、処理したものに限りません。

※解体や撤去・処理などを業者に依頼して発生したものは、産業廃棄物と見なされ搬入できません。

・処理場へ搬入できる人は、許可を受けた人か、許可を受けた人の4親等以内の人です。

・搬入量は、同一現場からの搬入量の累計が4トンまでです。

## ● 許可申請方法

- ・尾岩坂ごみ処分場へ搬入を希望される人は、事前に環境衛生課（吉備庁舎）で許可願出書の提出が必要です。
- ・許可書は申請者立ち合いの下、発生地（現場）確認後にお渡しします。
- ・搬入時には、搬入者は運転免許証を管理人に提示してください。

処理手数料	
車両	料金
軽トラック	520円
0.75トン積車両	1,570円
1トン積車両	2,100円
1.5トン積車両	3,150円
2トン積車両	4,200円
4トン積車両	8,400円

（車両1台につき）

## 家庭から出る

## 燃えるごみの収集量

令和7年（2025年）10月  
約2777トン  
前月から約9トンの増加